

I 業務概要

1. 業務名称 (西谷公民館耐震補強工事設計委託業務)
2. 計画施設概要
 - (1) 施設名称 (西谷公民館)
 - (2) 敷地の場所 (高知市布師田1660番1号)
 - (3) 施設用途 (公民館)

令和6年国土交通省告示第8号 別添第二 第 12 号 第 1 類とする。

3. 適用

本特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に記載された特記事項については「☒」印が付いたものを適用する。

4. 設計と条件

- (1) 敷地の条件
 - a. 敷地の面積 (338 m²)
 - b. 用途地域及び地区の指定 (市街化調整区域)
- (2) 施設の条件
 - a. 施設の延べ面積（建築基準法に基づく計画面積）
(165.57 m²)
 - b. 主要構造 (鉄骨造 一部木造)
 - c. 耐震安全性の分類

「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」（平成25年3月29日付）による耐震安全性の分類は次のとおりとする。

なお、地震地域係数Zの値は1.0とする。

- 1) 構造体 (II) 類
- 2) 建築非構造体 (A) 類
- 3) 建築設備 (乙) 類

(3) 建設の条件

- a. 予定工事費（設備除く） (- 千円（税込）)
- b. 建設工期 (令和8年度 予定)

(4) 設計と条件

設計と条件については、次の資料による。

- | | |
|------------------------|-------|
| (業務の主旨・目的) | 別添1) |
| (耐震補強計画及び耐震補強診断委託業務要領) | 別添2) |
| (敷地位置図、敷地概略図) | 別添3) |
| (評価結果報告書) | 別添4) |
| (既存平面図) | 別添5) |
| (既存立面図) | 別添6) |
| (改修平面図（案）) | 別添7) |

Ⅱ 業務仕様

本特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書（令和6年3月26日付け、国営整第213号）」による。

1. 設計業務の内容及び範囲

(1) 一般業務の範囲

- a. 基本設計
 - ☐ 建築（総合）基本設計に関する標準業務
 - ☐ 建築（構造）基本設計に関する標準業務
 - ☐ （ ）
 - ☐ （ ）
- b. 実施設計
 - ☒ 建築（総合）実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
 - ☒ 建築（構造）実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
 - ☐ （ ）
 - ☐ （ ）

(2) 追加業務の内容及び範囲

- ☒ 建築積算（積算数量算出書の作成，単価作成資料の作成，見積の徴収（3社以上），見積検討資料の作成）
- ☒ 営繕積算システムRIBC（（一財）建築コスト管理システム研究所）による数量内訳書の作成
- ☐ 透視図作成（原則としてCGによる作成は不可とする。）
種類（ ），判の大きさ（ ），枚数（ ），額の有無（ ）及び材質（ ）
- ☐ 透視図の写真撮影 カット枚数（ ）
判の大きさ（ ）及び白黒・カラーの別（ ），電子データ（ ）
- ☐ 模型製作
縮尺（ ），主要材料（ ），ケースの有無（ ）及び材質（ ）
- ☐ 模型の写真撮影 カット枚数（ ）
判の大きさ（ ）及び白黒・カラーの別（ ），電子データ（ ）
- ☐ 計画通知手続き業務
- ☐ 高知市中高層建築物指導要綱による届出書の作成及び手続き業務（標識看板の作成，設置，標識設置届の届出，日影図の作成他）
- ☐ 高知市集合住宅建築指導要綱による届出書（集合住宅建築事前審査願）の作成及び手続き業務
- ☐ 高知市景観条例による届出書の作成及び手続き業務
- ☐ 高知県ひとにやさしいまちづくり条例による届出書（特定施設新築等届出書）の作成及び手続き業務
- ☐ 防災計画評定又は防災性能評定に関する資料の作成及び申請手続き業務
- ☐ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）に関する業務
- ☐ リサイクル計画書の作成
設計にあたって，建設副産物対策（発生の抑制，再利用の促進，適正処理の徹底）について検討を行い，設計に反映させるものとし，その検討内容をリサイクル計画書として取りまとめを行う。
- ☒ 概略工事工程表の作成
- ☐ 住民説明等に必要な資料の作成（法令等に基づくものを除く）
- ☐ 消防法による「工事中の消防計画書」の作成業務
- ☐ （ ）

2. 業務の実施

(1) 一般事項

- a. 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準に基づき行う。
- b. 実施設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準等に基づき行う。
- c. 積算業務は、監督職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準に基づき行う。

(2) 適用基準等

本業務は、国土交通省（建設）大臣官房官庁営繕部が制定した以下に掲げる技術基準等を適用する。受注者は業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。なお、国土交通省（建設）大臣官房営繕部が監修した出版物等については、すべて最新年版とする。

a. 共通

- ☒ 官庁施設の基本的性能基準
- ☒ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- ☒ 官庁施設の総合耐震診断・改修基準
- ☒ 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- ☒ 官庁施設の環境保全性基準
- ☒ 官庁施設の防犯に関する基準
- ☐
- ☐
- ☐

b. 建築

- ☒ 建築設計基準
- ☒ 建築構造設計基準
- ☒ 木造計画・設計基準
- ☒ 建築工事設計図書作成基準
- ☒ 建築工事標準詳細図
- ☒ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- ☒ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
- ☒ 公共建築木造工事標準仕様書
- ☒ 建築物解体工事共通仕様書
- ☒ 構内舗装・排水設計基準
- ☐ 擁壁設計標準図
- ☒ 敷地調査共通仕様書
- ☐ 雨水利用・排水再利用設備計画基準

c. 建築積算

- ☒ 公共建築工事積算基準
- ☒ 公共建築工事標準単価積算基準
- ☒ 公共建築工事共通費積算基準
- ☒ 公共建築工事内訳書標準書式
- ☒ 公共建築数量積算基準
- ☒ 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）
- ☒ 公共建築工事見積標準書式（建築工事編）
- ☒ 営繕工事積算チェックマニュアル（建築工事編）

(3) 業務計画書

受注者は、設計図書に基づいて業務計画書を提出する。業務計画書は次のものをいう。
なお、プロポーザル方式により業務を受注した場合は、業務計画書の提出を省略できる。

- a. 業務計画書の提出について
- b. 管理技術者・照査技術者届
- c. 技術者経歴書（管理・照査）
- d. 業務実施体制
- e. 業務工程表

(4) プロポーザル方式により業務を受注した場合の業務履行

受注者は、プロポーザル方式により設計業務を受注した場合には、技術提案書により提案された履行体制により当該業務を履行する。

(5) 管理技術者の資格要件

管理技術者の資格要件は次による。なお、受注者が個人である場合にあってはその者、会社
その他法人である場合にあっては、当該法人に所属する者を配置しなければならない。

☒ 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士

☐

(6) 貸与資料

☒ 既存建築物設計図 1 式 （ ☒ PDF ☐ 印刷物 ）

☐ 既存工作物設計図 1 式

☐

☐

※なお、貸与資料の詳細は、閲覧に供します。

(7) 打ち合わせ及び記録

打ち合わせは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督職員に提出する。

- a. 業務着手時
- b. 監督職員又は管理技術者が必要と認めたとき
- c. その他 （ ）

(8) その他、業務の履行に係る条件等

- a. 指定部分の範囲 （ ）
- ☐ 指定部分の履行期限 （ 設計委託業務日程による。 ）
- b. 成果物の提出場所 （ 高知市都市建設部公共建築課 ）
- c. 成果物の提出期限等 （ 設計委託業務日程による。 ）
- d. 業務の進捗状況の報告（週報）

週ごとに業務の全般的な経過及び次週の予定を記載した「週報」を監督職員に提出する。

e. 業務完了後の協力等

次について発注者の要請があった場合、受注者はこれに協力する。

- i) 現場説明の実施
- ii) 質疑回答書の作成
- iii) 入札の立会
- iv) 設計図書に疑義が生じた場合又は設計変更の必要が生じた場合
- v) 会計検査への立会

f. 成果物の取り扱いについて

提出されたCADデータについては、当該施設に係る工事の受注者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

g. 写真の著作権の権利等について

受注者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。

- イ. 写真は、高知市が行う事務並びに高知市が認めた公的機関の広報に無償で使用する
ことができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。
- ロ. 次に掲げる行為をしてはならない。（ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場
合はこの限りではない）
 - ①写真を公表すること。
 - ②写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

3. 成果物，提出部数等

(1) 基本設計

成果物	原図	複写	製本形態	適用 (A1判以外は特記)
a. 建築（総合） ☐ 建築（総合）設計図 仕様概要表 仕上げ概要表 面積表及び求積図 敷地案内図 配置図 平面図（各階） 断面図 立面図（各面） 矩計図（主要部詳細） ☐ 計画説明書 ☐ 工事費概要書 ☐ （ ）	各1部 各1部 各1部	（ ）部 （ ）部 （ ）部	横左綴じ 横左綴じ 横左綴じ	A3判 A3判 A3判
b. 建築（構造） ☐ 構造計画説明書 （基本構造計画案含む） ☐ 構造設計概要書 ☐ 工事費概算書 ☐ （ ）	各1部 各1部 各1部	（ ）部 （ ）部 （ ）部	横左綴じ 横左綴じ 横左綴じ	A3判 A3判 A3判
c. その他 ☐ 日影図 ☐ 透視図（縮小） ☐ 透視図（原図） ☐ リサイクル計画書 ☐ 設計説明書 ☐ 模型 ☐ （ ）	 各1部 各1部 各1部	（ ）部 （ ）部 （ ）部 （ ）部	横左綴じ 横左綴じ 額入り 縦左綴じ 縦左綴じ	A3判 A3判 A3判 A4判 A4判
d. 資料 ☐ 各種技術資料 ☐ 各記録書 ☐ （ ）	一式 一式 一式	（ ）部 （ ）部 （ ）部	縦左綴じ 縦左綴じ	A4判 A4判

（注）：建築（構造）の成果物は，建築（総合）基本設計の成果物の中を含めることができる。

：建築（総合）設計図は，適宜，追加してもよい。

：成果物は，監督職員の指示により，製本とする。

：電子データの提出はCADファイル及びPDFファイルとする。

CADのファイル形式は，「jwc」「jww」「sfc」とする。

これ以外の形式の場合は，そのファイルとともにDXF変換したものを提出する。

PDFファイルの図面サイズは等倍とし，解像度は300dpi以上とする。

(2) 実施設計

成果物	原図	複写	製本形態	適用 (A1判以外は特記)
a. 建築（総合）				
☒ 建築（総合）設計図 仕様書 仕様概要表 仕上表 面積表及び求積図 敷地案内図 配置図 平面図（各階） 断面図 立面図（各面） 矩計図 展開図 天井伏図（各階） 平面詳細図 断面詳細図 部分詳細図 建具表 外構図 ☐ 計画通知書 ☐ 中高層建築物の届出書 ☐ 景観計画の届出書 ☒ 消防計画書 ☒ （仮設計画図）	各1部	各1部	☒ 横左綴じ ☒ 製本 A2判（2部） A3縮小判（1部）	
		2 部	縦左綴じ	正・副
		2 部	縦左綴じ	正・副
		2 部	縦左綴じ	正・副
		2 部	縦左綴じ	正・副
b. 建築（構造）				
☒ 建築（構造）設計図 仕様書 構造基準図 伏図（各階） 軸組図 部分断面表 部分詳細図 ☒ 構造計算書 ☐ （ ） ☐ （ ）	各1部	各1部	☒ 横左綴じ ☒ 製本 A2判（2部） A3縮小判（1部）	
	各1部	（ 1 ）部	縦左綴じ	A4判

(注)：原図はA2判で横左綴じ（1部）を提出する。

(2) 実施設計

成果物	原図	複写	製本形態	適用 (A1判以外は特記)
c. 建築積算 ☒ 建築工事積算数量算出書 ☒ 建築工事積算数量調書 ☒ 数量内訳書（金入り） ☒ 数量内訳書（金抜き） ☒ 単価決定表 ☒ 見積書 ☐ （ ）	各1部 各1部 各1部 各1部	（ 1 ）部	横上綴じ	A4判 A4判 A4判 A4判 A4判 A4判
d. その他 ☐ 日影図 ☐ 透視図（縮小） ☐ 透視図（原図） ☐ 透視図の写真 ☐ 模型 ☐ 模型の写真 ☐ 防災計画書 ☐ 省エネルギー関係計算書 ☐ リサイクル計画書 ☐ 設計説明書 ☒ 概略工事工程表 ☒ （アスベスト含有分析調査報告書） ☐ （ ）	各1部 各1部 各1部 各1部 各1部 各1部 各1部 各1部 各1部 各1部	（ ）部 （ ）部 （ ）部 （ ）部 （ ）部 （ ）部 （ ）部 （ 1 ）部	横左綴じ 横左綴じ 額入り 縦左綴じ 縦左綴じ 縦左綴じ 縦左綴じ 縦左綴じ	A2判 A3判 A3判 A4判 A4判 A4判 A4判 A4判
e. 資料 ☒ 各種技術資料 ☒ 構造計算データ ☒ 各記録書 ☐ （ ）	一式 一式 一式	（ 1 ）部 （ 1 ）部 （ 1 ）部	縦左綴じ 縦左綴じ 縦左綴じ	A4判 A4判 A4判

（注）：建築（構造）の成果物は、建築（総合）実施設計の成果物の中に含めることができる。

：電子データの提出はCADファイル及びPDFファイルとする。

CADのファイル形式は、「jwc」「jww」とする。

これ以外の形式の場合は、そのファイルとともにDXF変換したものを提出する。

PDFファイルは公共建築課で決裁された原図をスキャンするものとする。

PDFファイルの図面サイズは等倍とし、解像度は300dpi以上とする。

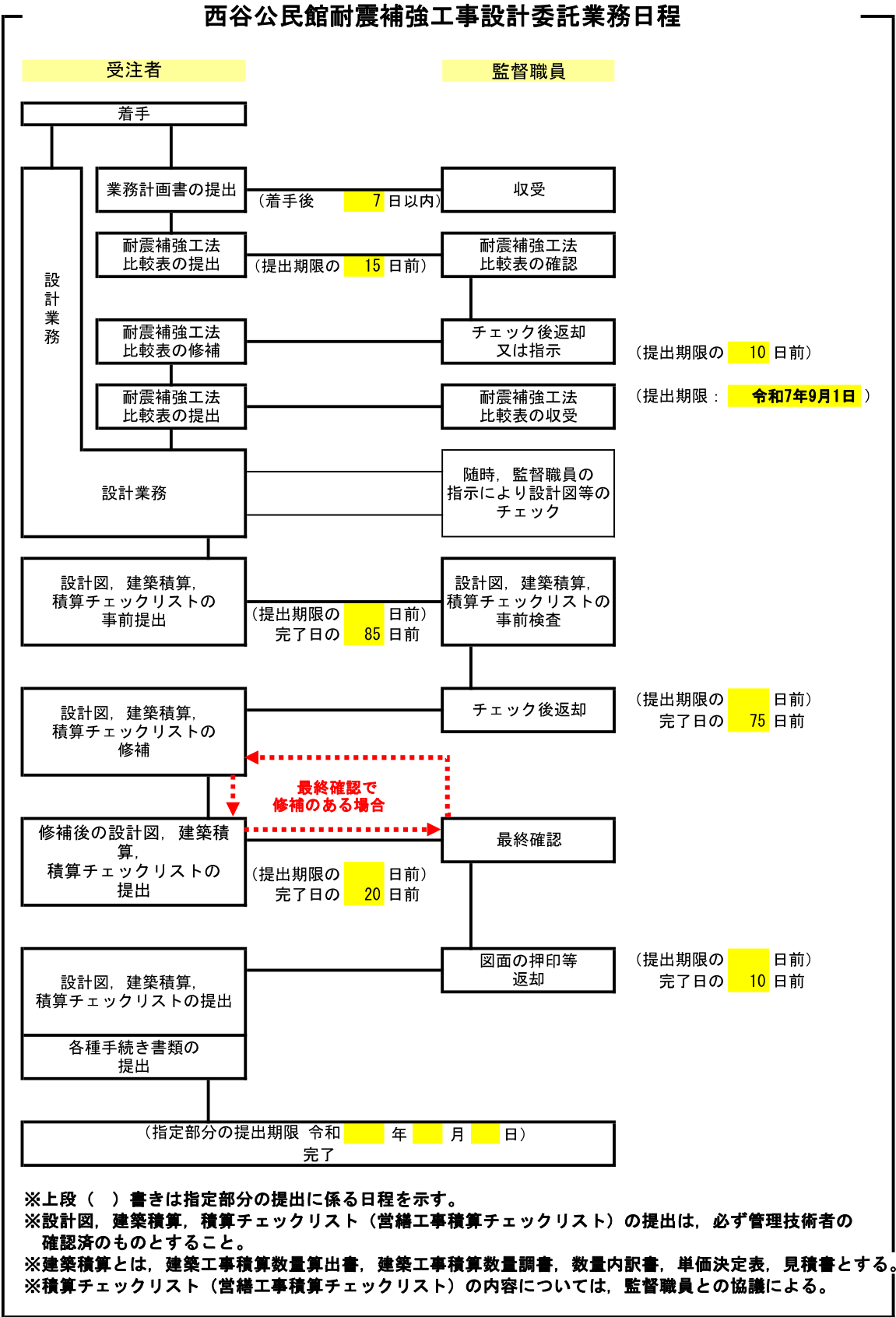
：数量内訳書は、営繕積算システムRIBC（（一財）建築コスト管理システム研究所）で作成した数量内訳書を提出する。

4. その他

公共建築設計業務委託共通仕様書からの読替え

公共建築設計業務委託共通仕様書の記載	読替え
設計仕様書	設計図書
調査職員	監督職員
「3.7再委託4」の建設コンサルタント業務等 指名競争参加資格者	高知市の一般競争（指名競争）入札参加資格者

5. 設計委託業務日程



I 4 (4) 設計と条件

○業務の主旨・目的

令和2年度に実施した耐震診断により、耐震強度不足が判明したため、木造部分を解体し、鉄骨部分の補強実施設計及び内装改修設計を行うもの。
また、老朽化している屋根の改修等の設計を行うものである。

○業務内容

- ・ 現状調査（現状と貸与資料の照査）を行う。
- ・ 耐震補強及び耐震補強に伴う改修工事の設計
- ・ トイレの洋式化及び乾式化の設計
- ・ スロープ及び外構の設計
- ・ 屋根改修の設計
- ・ 改修部分における石綿含有の恐れのある建材の石綿含有の有無の確認（書面及び現地調査（製品名、製造所名、製造年等を確認）の実施。）
- ・ 石綿含有建材分析調査の実施（5検体
試料採取部位：外壁リシン吹付材 1検体、天井及び壁ボード 4検体）
- ・ 適切な工程計画（仮設計画含む）の立案
- ・ 耐震性及び耐久性に配慮した施設整備
- ・ 令和7年10月15日までに概算工事費を算出する。

○業務の留意事項

- ・ 内装材に県内産木材を積極的に利用した施設整備
- ・ ホルムアルデヒド等の揮発性有機化合物の室内濃度低減をはじめ、健康的で快適な室内環境の確保を配慮した施設整備
- ・ 維持管理や清掃メンテナンス性に配慮した施設設備
- ・ 省スペース、省施工に配慮した施設設備
- ・ 施設管理者との打合せ業務を含む。
- ・ 石綿含有分析調査する業者の選定にあたっては、あらかじめ監督職員に報告し、調査時期等については監督職員と協議すること。

I 4 (4) 設計と条件

耐震補強計画及び耐震補強診断委託業務要領

1 業務名 西谷公民館耐震補強工事設計委託業務

2 業務場所 高知市布師田1660番1号

3 施設概要
構造 : 鉄骨造 (R S 1 b)
用途 : 西谷公民館
延べ面積 : 139.07 m²
建築年 : 昭和 48 年

4 業務要領

上記施設について、耐震補強設計及び「屋内運動場等の耐震性能診断基準（平成18年版）」（文部科学省大臣官房文教施設企画部）に定める診断法、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準2001年改訂版」（（財）日本建築防災協会発行。）に定める「第2次診断」により耐震補強診断を行う。ただし、非構造部材については、この基準の他、国土交通省告示第184号第1第3号に定める事項についても行う。

耐震補強工法の決定にあたっては工期、コスト、施工性、居住性等の比較表を業務着手後速やかに提出し、監督職員に承諾を得ること。

5 耐震性能の判定

構造体の耐震性を判定する指標

$$I_s \geq 0.6 \times U = 0.6 \times 1.25 = 0.75$$

かつ

$$q \geq 1.0 \times U = 1.0 \times 1.25 = 1.25$$

U：用途指標（官庁施設の総合耐震診断・改修基準（建設大臣官房官庁営繕部監修）による構造体の耐震安全性の目標（Ⅱ）類相当

6 耐震評定

「4 業務要領」で決定した工法について、（社）高知県建築士事務所協会の四国耐震診断評定委員会等の審査を受け、耐震補強設計評定書が交付されること。

なお、評定機関の決定や書類等の提出にあたっては事前に監督職員と協議し承諾を受けること。

7 その他

- (1) 報告書及び性能判定表の提出部数等はA 4 版、2 部（電子データも併せて提出すること）
- (2) 耐震診断評定手数料は本業務に含まない。
- (3) 現地調査日時は施設管理者と協議すること。

I 4 (4) 設計与条件
敷地位置図



敷地概略図



評 定 番 号 高 20-02-01号
評 定 年 月 日 令和 2年 8月22日

耐震診断評定結果報告書

一般社団法人 高知県建築士事務所協会
会 長 西 森 敬 祐 殿

四国耐震診断評定委員会
委員長

工 学 博 士 松 島 学



令和 2年 7月 1日付で評定依頼のあった下記建築物の耐震診断調査報告書等の

内容について検討の結果、適切に作成されたものと認め評定いたします。

記

1. 評定建築物の概要

- | | |
|-------------|--------------------|
| (1) 建 物 名 称 | 西谷公民館（鉄骨造部分） |
| (2) 所 在 地 | 高知県高知市布師田1660番1号 |
| (3) 用 途 | 公民館 |
| (4) 構 造 概 要 | 鉄骨造1階 延床面積 139.07㎡ |

2. 評定事項 耐 震 診 断 の 評 定

3. 受 託 者 株式会社 二川設計 (協力事務所) 有限会社 アスペクト建築設計

4. 審査資料 西谷公民館及び春野公民館仁ノ分館 耐震診断委託業務報告書（西谷公民館（鉄骨造部分））

評 価 書

西谷公民館（鉄骨造部分）耐震診断委託業務

§ 1 建物及び構造概要

本建物は、昭和 48 年に高知県高知市布師田 1660 番地 1 号に建設された延床面積 139.07 m²、軒高 4.4m の平屋建の公民館である。

建物は、南北方向に多少長いがほぼ正方形の平面形状であり、立面形状は切妻の山形形状の建物である。又、北側に木造が接続されている。

構造は鉄骨造で、張間(X方向)は 1 スパンの山形ラーメン構造、桁行(Y方向)は 3 スパンのラーメン構造となっている。基礎構造は、地中梁のない独立基礎の直接基礎である。

なお、建物と構造の詳細図は別紙に示すとおりである。

§ 2 評価内容

2.1 評価範囲

西谷公民館（鉄骨造部分）の構造主体に対する耐震診断に関する事項。なお、下記の事項は評価対象外とする。

- (i) 基礎、地盤に関する事項。
- (ii) 補強計画案に関する事項。

2.2 現地調査

現地調査は、(財)日本建築防災協会発行「2011 年改訂版 耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針」に基づいて行われている。構造主体に係わる調査事項・調査方法・データの整理等は適切なものと考えられる。

(i) 設計図書との照合及び被災履歴

設計図書は構造図、意匠図共に現存しており、概ね設計図書どおりであった。

現地調査や聞き取り調査の結果、本建物は火災、水害の他、地震等による被災歴はない。

(ii) 鉄骨の状況調査

柱梁の仕口部・棟継手部・柱脚部・壁ブレース接合部及び、屋根面、床面ブレース接合部等の詳細な実態調査が行われている。点錆等の錆の進行が確認されているが、構造的に影響を及ぼす状態に至っていないと報告されている。

(iii) 建物不同沈下調査

建物の不同沈下測定は目視によって行われ、不同沈下に伴うひび割れが確認できないので、不同沈下はないと判断されている。

2.3 耐震診断概要

耐震診断は、(財)日本建築防災協会発行「2011 年改訂版 耐震促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針」に準拠して行われており、その手法は適切なものと考えられる。

なお評価の内容は以下のとおりである。

評 価 書

(i) ユニオンシステム(株)の「Super Build/ SS3(Ver. 1. 1. 1. 5)」を用いて行われている。

(ii) 解析に用いられた材料強度

コンクリート	Fc	17.6 N/mm ²	(設計基準強度)
鉄 筋	SR24	294 N/mm ²	(降伏強度)
鉄 骨	SS41	235 N/mm ²	(降伏強度)
		400 N/mm ²	(破断強度)
	HTB(F9T)	900 N/mm ²	(破断強度)

2. 4 耐震診断結果

判定に用いられた耐震診断の耐震判定値は、 $I_{s0}=0.75$ かつ $q \geq 1.25$ である。

方向	階	Qu	F	Fes	Eo	Is	q	判定
X	1	49.4	1.8	1.00	0.81	0.81	1.80	可
Y	1	14.7	4.0	1.00	0.30	0.30	0.30	不可

各ゾーン、各加力方向で算定した最小値を示す。

X方向は山形ラーメン架構において、柱頭部曲げ降伏及び基礎の回転により耐力が決定される。靱性指標は、最小の基礎の回転による $F=1.8$ となる。

Y方向は、門型ラーメン形状であるが、つなぎ梁端部はピン接合となっており、片持ち柱の下部曲げ降伏により耐力が決定され、耐力は小さく靱性は $F=4.0$ と大きい。

Y方向で判定値を満足しない。

隣接する木造建物は、X Y両方向ともに所要の耐震性能を満足しておらず、本建物の補強の際には綿密な調査を行い本建物との影響を十分考慮する必要がある。

2. 5 評価所見

本委員会は、提出された資料に基づき本建物の耐震性能の検討を行った。その結果、本報告書は適切に作成されたものと認めると共に、「本建物は要求された耐震判定値を満足していない。」ことを確認した。

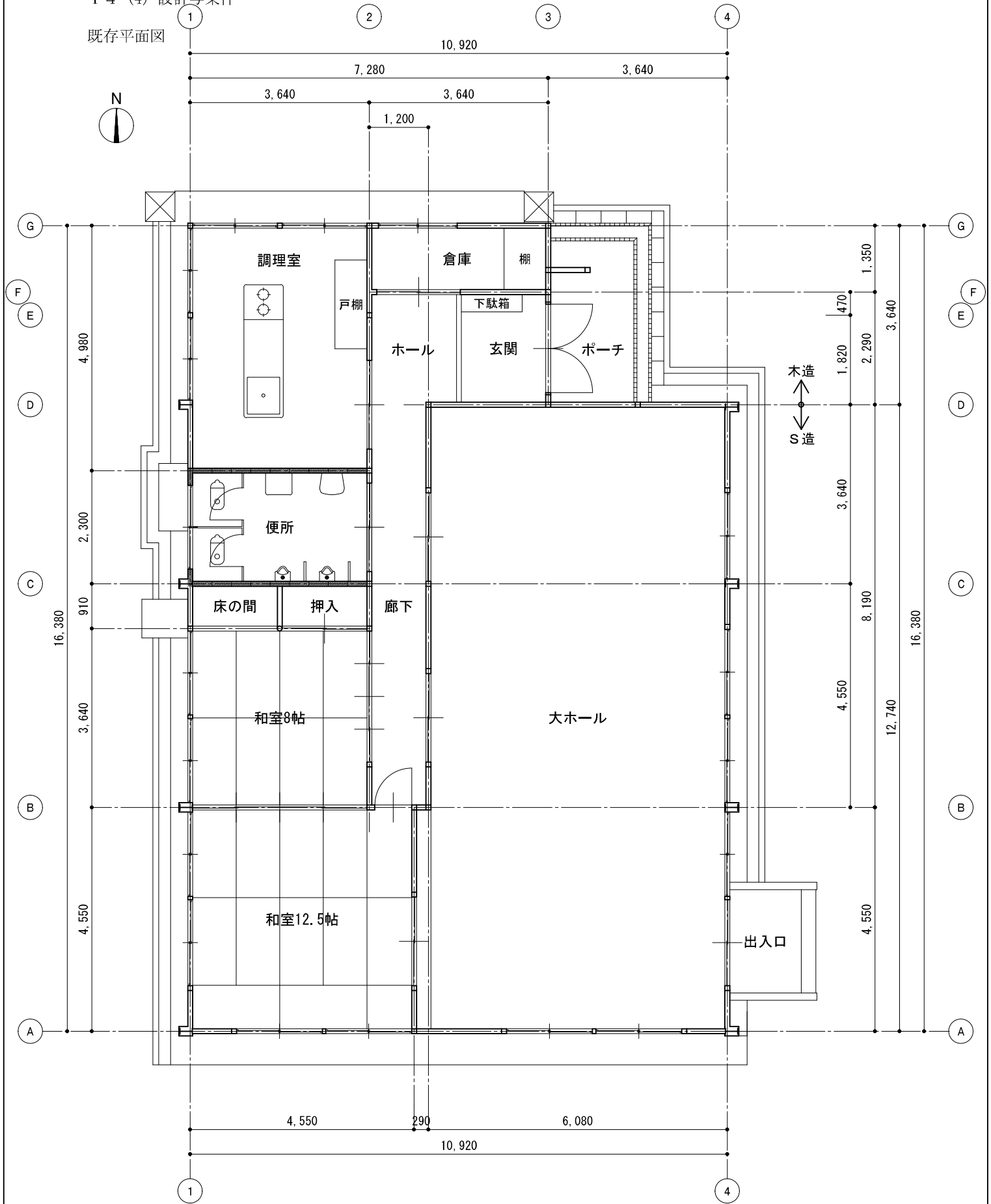
2. 6 提出書類

- (i) 耐震診断業務委託 報告書 (最終ダイジェスト版)
- (ii) 指摘事項対応書 (評定委員会)

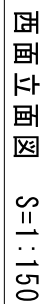
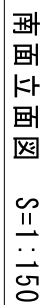
2. 7 評価経過

令和 2 年 8 月 22 日 令和 2 年度 第 3 回 四国耐震診断評定委員会
令和 2 年 8 月 22 日 委員長承認により評価書発行

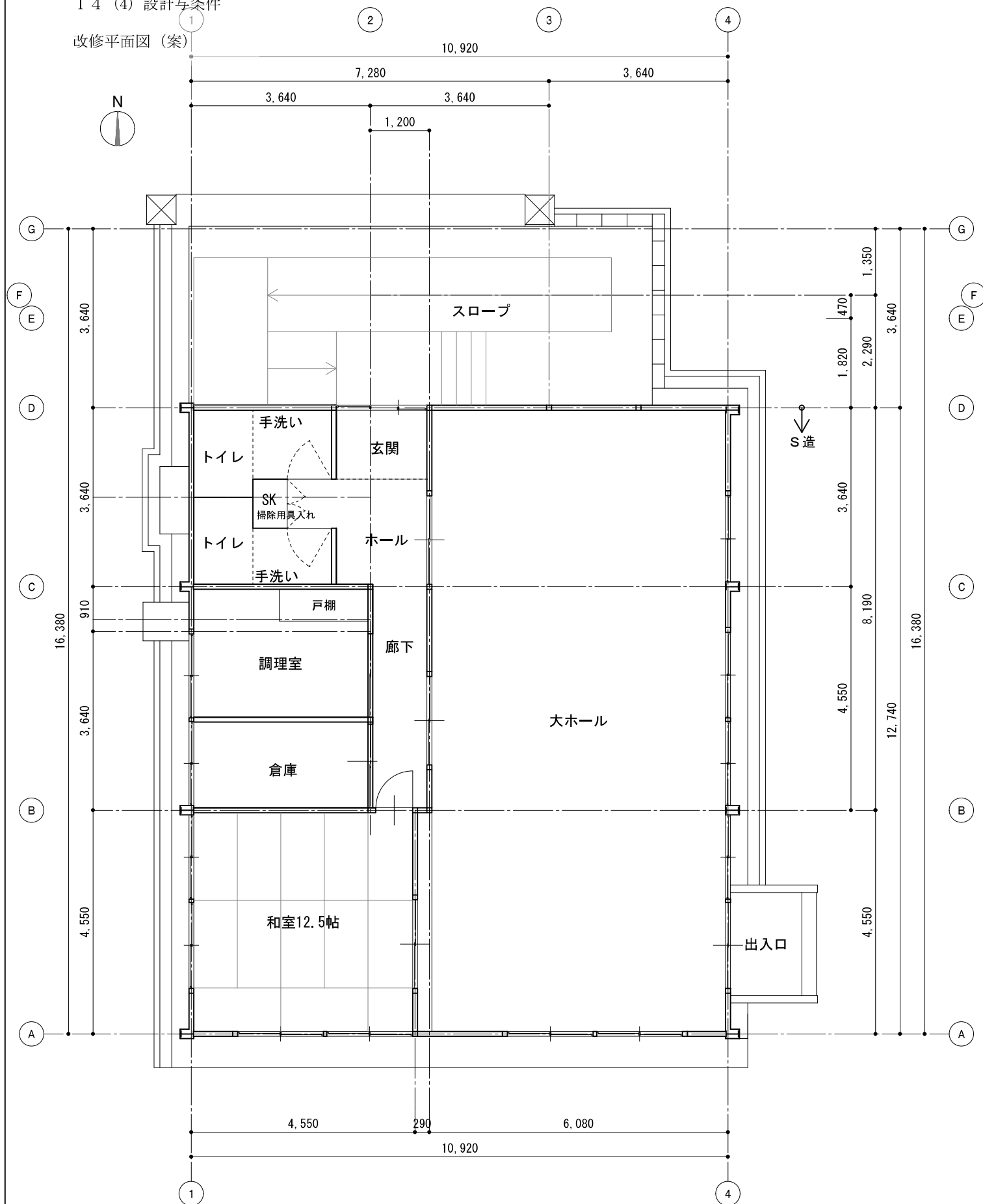
既存平面図



平面図 S=1:100



西面立面图 S=1:150



平面図 S=1:100